

PCB廃棄物の処理期限間近！（残り半年）

- PCB廃棄物は、法律に定められた期間内に処理しなければなりません。
- 2021（R3）年10月1日で、**高濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサー等）の処理期限まで残り半年です（安定器は、処理期限まで残り1年半）。**
- 事業所や倉庫でPCB使用機器が使用・保管されていないか確認するとともに、PCB使用機器が確認された場合は、期限内の計画的な処理をお願いします。

■ PCBが使用された電気機器等

主に電気機器の絶縁油として使用されていましたが、有害であることが判明し、昭和47年（1972年）に製造、使用等が禁止されました。



変圧器



コンデンサー



業務用照明器具の安定器

【参考】PCB含有の有無の判別方法

- 高濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー等】
昭和28年から昭和47年に国内で製造された機器が対象、機器の銘板により確認
- 高濃度PCB廃棄物【安定器】
昭和52年3月以前の事業用建物の照明器具に設置されている可能性あり、機器の銘板等により確認
- 低濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー等】
製造年により低濃度PCB汚染の可能性があり、対象機器は絶縁油のPCB濃度を分析し確認

【その他の電気機器等】

・上記の電気機器のほか、**コンデンサーを使用する小型の電気機器や動力設備**についてもPCB含有絶縁油が使用されたものの存在も明らかになっています。

【使用された機器の例】X線装置（医療用・工業用）、溶接機、エレベーター制御盤
ポンプ場制御盤、農業用施設（排水機場等）、農業用機械、実験用電気機器

・これらの機器のうち昭和55年以前までに製造・販売されたものは該当する可能性があります。



（例）溶接機

■ PCB廃棄物の処分期間

- 高濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー】：2022(令和4)年3月31日まで
- 高濃度PCB廃棄物【安定器等】：2023(令和5)年3月31日まで
- 低濃度PCB廃棄物：2027(令和9)年3月31日まで

期限まで半年！

期限まで1年半！

※ 高濃度PCBに該当する機器は、現在使用中であっても使用を止め、期間内に処分する必要があります。（低濃度PCB使用機器についても、計画的に使用を中止し、期間内に処分してください。）

※ 処分期間後に未処理の機器が確認された場合は、行政処分や罰則の対象となります。（地方自治体を含む）

■ PCB廃棄物の処分先

- 高濃度PCB廃棄物 → 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道PCB処理事業所
- 低濃度PCB廃棄物 → 国の無害化処理認定施設 または 許可施設

■ PCB廃棄物を確認したら

行政への届出や処分業者（JESCO等）との契約が必要です。最寄りの行政機関にご連絡をお願いします。

- ・ 札幌市、旭川市、函館市 ⇒ 各市の廃棄物担当課
- ・ 上記以外の地域 ⇒ 最寄りの（総合）振興局環境生活課